

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 7 月 28 日

### 1 指定概要

施設概要	名 称	大林公園	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町中町 39 番地ほか	施設類型	目的・機能
			Ⅰ 事業実施 型	1 観光施設
				② スポーツ・レクリ エーション施設
Ⅱ 施設管理 型	3 生活利便施設			
設置目的	公共福祉の増進	4 文化施設	5 社会教育施設	6 コミュニティ施設
指定管理者	名 称	第一区行政区		
	所在地			
指定管理業務の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大林公園の施設の維持管理に関する業務</li> <li>2. 大林公園の使用の許可に関する業務</li> <li>3. 大林公園の使用に係る料金の徴収に関する業務</li> <li>4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が大林公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務</li> </ol>			
指定期間	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有 (名称 : ) ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>			

### 2 管理運営実績

	目標 (計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	利用しやすい環境であり、児童・未就学児が使用しております。	令和 4 年度に遊具を更新したことから、児童等の利用者が増加しております。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	定期的な維持管理は行っているが、安全面に問題があります。	遊具の更新により満足度は増加しているが、老朽化しているベンチ及びフェンスの撤去・修繕が必要であります。

収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されております。	適正に管理されております。
------	---------------	-----------------------	---------------

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	5	平等に利用できる環境となっております。	5
	2 管理運営体制	自治会役員による週 1 回の定期点検・清掃の実施をしております。 共同作業所しらうめに委託し、トイレ清掃を実施しております。	3	適正な管理運営が実施されております。 また、委託事業についても適正に運営されております。	3
	3 法令遵守等	町との協定書に基づき関係法令を遵守し管理を実施しております。	3	法令を遵守し業務を行われております。	3
II 施設維持 管理	1 利用者対応	安全安心に利用できる環境づくりをしております。	3	定期的な点検、除草、清掃が実施されております。	4
	2 地域貢献	実績ありません。	3	問題ありません。	3
	3 環境問題への取組み	植栽、芝生、樹木の管理、害虫（アメンシロ）駆除を行っております。	5	環境を考慮した維持管理を実施されております。	5
	4 防災対策及び緊急時の対応	総区長、役員により対応しております。	5	トラブル対応の体制が整っております。	5
	5 個人情報保護及び情報公開	該当ありません。	3	問題ありません。	3
III 利用者に対するサービス向上	1 サービスの提供内容	利用者が安全安心に利用できるよう管理しております。	5	定期的な維持管理により適正に整備されております。	5
IV 管理運営に関する収支計画	1 管理費用の執行状況	予算に基づき適正に実施しております。	5	適正に管理されております。	5
V 総合検証	1 総合検証	適正な維持管理ができており、地域住民の憩いの場となっております。	合計 40/50 点	適正な維持管理がされており、遊具の更新も図ったことから利用者の増加が見込まれます。 今後はトイレの改修を予定しております。	合計 41/50 点
二次検証	施設所管課	導入効果	公園利用者だけでなく、隣地である町営駐車場の利用者も多いですが、適正な維持管理ができており、トラブル等は少ないため、導入の効果はあります。		
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考えます。		
		その他	樹木（桜等）の管理、トイレの改修を予定しております。		

	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上 (50～46 点) 90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る (45～41 点) 80%を超える</li> <li>・概ね業務水準 (40～30 点) 60%以上</li> <li>・業務水準を下回る (29 点以下) 60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	大池公園	該当する番号に○をつけて下さい		
	所在地	矢吹町大池 42 番地	施設類型	目的・機能	
			I 事業実施 型	1 観光施設	
				② スポーツ・レクリ エーション施設	
II 施設管理 型	3 生活利便施設				
設置目的	公共福祉の増進	4 文化施設	5 社会教育施設	6 コミュニティ施設	7 社会福祉施設
指定管理者	名称	第二区行政区			
	所在地				
指定管理業務の内容	1. 大池公園の施設の維持管理に関する業務 2. 大池公園の使用の許可に関する業務 3. 大池公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が大池公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務				
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日				
指定管理選考委員会等の設置の有無	有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無				

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	町内外から多くの方が訪れております。	季節ごとに楽しめる公園であり、テレビ、新聞等で放送、掲載されたことで多くの来園者があります。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	定期的な維持管理、見通しの良い景観づくりを意識し、安全・安心に利用できる公園となっております。	定期的な維持管理が徹底されております。

収支状況	収支のバランスのとれた運営	支出の節減に努めているが、事業内容が多く、予算に苦心しております。	指定管理料内でバランスの取れた維持管理を図るようすべきであると考えます。
------	---------------	-----------------------------------	--------------------------------------

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針 管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	5	平等に利用できる環境となっております。	5
	2 管理運営体制	自治会員で維持管理を実施しております。 松くい虫防除のための樹幹注入については委託により実施しております。	3	適切な管理運営を実施しております。 委託事業についても適正に運営できております。	4
	3 法令遵守等	協定書に基づき運営を実施しております。	3	協定書に基づいた運営が実施されております。	3
II 施設維持 管理	1 利用者対応	テレビ、新聞等をご覧になられた方が来園することが増え、都度、説明対応をしております。 苦情や要望にも適切に対応しております。	4	初めて来園された方にも丁寧に対応されております。	5
	2 地域貢献	蓮見茶会、真夏の夜の鼓動等のイベントのために事前整備する等、地域貢献を図っております。	5	地域連携によって、維持管理がなされております。	5
	3 環境問題への取り組み	定期的な清掃、除草、植樹等による景観形成を行っております。	4	環境を考慮した維持管理が実施されております。	5
	4 防災対策及び緊急時の対応	総区長で対応しています。 ドクターヘリのヘリポートの除草を適宜、実施しております。	3	トラブル対応の体制が整っております。	4
	5 個人情報保護及び情報公開	該当ありません。	3	問題ありません。	3
III 利用者に対するサービス向上	1 サービスの提供内容	公園全体の景観改善のため、除草や見通しを意識した剪定を実施しております。また、四季ごとの花々を楽しめるよう植樹を行っております。	5	維持管理及び景観形成の工夫がなされております。	5
IV 管理運営に関する収支計画	1 管理費用の執行状況	支出の節減に努めているが、事業内容が多く、予算に苦心しております。	3	一部事業の業務委託を担当課で発注する等の見直しが必要と考えます。	3
V 総合検証	1 総合検証	地元自治会による問題への理解及び改善、管理、景観改善が適切に実施できております。	合計 38/50 点	適正な維持管理がされており、自治会の連携も図られております。	合計 42/50 点

二次検証	施設所管課	導入効果	適切な維持管理ができており、導入の効果があります。	
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、全ての業務を委託により管理すべきか、一部の業務を委託にすべきか検討が必要であります。	
		その他	指定管理者に頼った管理となっております。	
	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上 (50～46 点) 90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る (45～41 点) 80%を超える</li> <li>・概ね業務水準 (40～30 点) 60%以上</li> <li>・業務水準を下回る (29 点以下) 60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が少額であり、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	業務水準を上回る ( 42 / 50 点)

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	小池公園	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町善郷内 230 番地 4	施設類型	目的・機能
			I 事業実施 型	1 観光施設
				② スポーツ・レクリ エーション施設
II 施設管理 型	3 生活利便施設			
設置目的	公共福祉の増進	4 文化施設	5 社会教育施設	6 コミュニティ施設
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	第二区行政区		
	所在地			
指定管理業務の内容	1. 小池公園の施設の維持管理に関する業務 2. 小池公園の使用の許可に関する業務 3. 小池公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が小池公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務			
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無			

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	散歩者が多く、近隣住民に親しまれている公園であり、遊具利用者が多くおります。	近隣に住宅が密集しており、清掃等も行き届いているためと考えられます。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	安全・安心に利用できる公園となっております。	清掃や植栽の管理等が徹底されており、安全な公園となっております。

収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されております。	適正に管理されております。
------	---------------	-----------------------	---------------

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	5	平等に利用できる環境となっております。	5
	2 管理運営体制	自治会員で維持管理を実施しております。 共同作業所しらうめに委託し、トイレ清掃を実施しております。	3	適正な管理運営を実施しております。 委託事業についても適正に運営できております。	3
	3 法令遵守等	協定書に基づき運営を実施しております。	5	協定書に基づいた運営が実施されております。	5
II 施設維持 管理	1 利用者対応	維持管理が徹底されているため、苦情、要望等がありません。	5	定期的な除草、清掃が実施され、管理が徹底されております。	5
	2 地域貢献	支援者数名が積極的に関与しております。	5	地域住民の積極的な支援があります。	5
	3 環境問題への取り組み	植樹や除草等により、景観の良い公園となっております。	5	環境を考慮した維持管理が実施されております。	5
	4 防災対策及び緊急時の対応	総区長で対応しております。 腕章着用で作業を実施しております。	5	トラブル対応の体制が整っております。	5
	5 個人情報保護及び情報公開	該当ありません。	3	問題ありません。	3
III 利用者に対するサービス向上	1 サービスの提供内容	除草、清掃、植樹を行っております。	4	適正な維持管理が実施されております。	4
IV 管理運営に関する収支計画	1 管理費用の執行状況	予算に基づき適正に実施しております。	3	適正に管理されております。	3
V 総合検証	1 総合検証	景観改善を行ったことにより、ゴミの放置や不審者が減少したが、トイレドアを破損されることがあります。	合計 43/50 点	適正な維持管理がされております。 トイレドアについて何度も破損させられているため、防犯カメラを設置予定であります。	合計 43/50 点
二次検証	施設所管課	導入効果	適正な維持管理ができており、導入の効果があります。		
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考えます。		
		その他	防犯カメラの設置を実施予定、展望台の修繕をする必要があります。		



	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上 (50～46 点) 90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る (45～41 点) 80%を超える</li> <li>・概ね業務水準 (40～30 点) 60%以上</li> <li>・業務水準を下回る (29 点以下) 60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	ひまわり公園	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町北町 186 番地 2	施設類型	目的・機能
			Ⅰ 事業実施 型	1 観光施設
				② スポーツ・レクリ エーション施設
Ⅱ 施設管理 型	3 生活利便施設			
設置目的	公共福祉の増進	4 文化施設	5 社会教育施設	6 コミュニティ施設
指定管理者	名称	第二区行政区		
	所在地			
指定管理業務の内容	1. ひまわり公園の施設の維持管理に関する業務 2. ひまわり公園の使用の許可に関する業務 3. ひまわり公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者がひまわり公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務			
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無			

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	近隣住民に親しまれている公園であり、遊具利用者が多くおります。	近隣に住宅が密集しており、清掃等も行き届いているためと考えられます。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	安全・安心に利用できる公園となっております。	高木がなく、清掃や植栽の管理等が徹底されており、安全な公園となっております。

収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されております。	適正に管理されております。
------	---------------	-----------------------	---------------

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針、管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	5	平等に利用できる環境となっております。	5
	2 管理運営体制	自治会員で維持管理を実施しております。 共同作業所しらうめに委託し、トイレ清掃を実施しております。	3	適正な管理運営を実施しております。 委託事業についても適正に運営できております。	3
	3 法令遵守等	協定書に基づき運営を実施しております。	4	協定書に基づいた運営が実施されております。	3
II 施設維持管理	1 利用者対応	維持管理が徹底されているため、苦情、要望等がありません。	5	定期的な除草、清掃が実施され、管理が徹底されております。	5
	2 地域貢献	支援者 1 名が積極的に関与しております。	4	地域住民の積極的な支援があります。	5
	3 環境問題への取り組み	過去に高木を伐採したことや、徹底した清掃等により景観の良い公園となっております。	5	環境を考慮した維持管理が実施されております。	5
	4 防災対策及び緊急時の対応	総区長で対応しております。	3	トラブル対応の体制が整っております。	3
	5 個人情報保護及び情報公開	該当ありません。	3	問題ありません。	3
III 利用者に対するサービス向上	1 サービスの提供内容	徹底した除草、清掃を行っております。	5	適正な維持管理が実施されております。	5
IV 管理運営に関する収支計画	1 管理費用の執行状況	予算に基づき適正に実施しております。	3	適正に管理されております。	3
V 総合検証	1 総合検証	常に手入れの行き届いた公園として評価されております。	合計 40/50 点	適正な維持管理がされており、遊具の塗装を行う等、自治会の連携が図られております。	合計 40/50 点
二次検証	施設所管課	導入効果	適正な維持管理ができており、導入の効果があります。		
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考えます。		
		その他			

	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上 (50～46 点) 90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る (45～41 点) 80%を超える</li> <li>・概ね業務水準 (40～30 点) 60%以上</li> <li>・業務水準を下回る (29 点以下) 60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	三十三観音史跡公園	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町滝八幡 112 番地 2	施設類型	目的・機能
			I 事業実施 型	① 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設 3 生活利便施設
II 施設管理 型	4 文化施設 5 社会教育施設 6 コミュニティ施設 7 社会福祉施設			
設置目的	公共福祉の増進			
指定管理者	名称	第二区行政区		
	所在地			
指定管理業務の内容	1. 三十三観音史跡公園の施設の維持管理に関する業務 2. 三十三観音史跡公園の使用の許可に関する業務 3. 三十三観音史跡公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が三十三観音史跡公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務			
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無			

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	小学生の森林学習や史跡研修、三鷹市との市民交流の場となっておりますが、コロナ禍により来園者は減少しております。	コロナ禍及び磨崖仏群が拝観できない状態となっていることによるものであると考えられます。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	安全・安心に利用できる公園となっております。	維持管理により園路やトイレが整備されているためです。

収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されておりますが、指定管理料の検討を要します。	面積が広大であり、環境保全の為には、相当の経費が必要と考えられます。
------	---------------	--------------------------------------	------------------------------------

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	5	平等に利用できる環境となっております。	5
	2 管理運営体制	自治会員で維持管理を実施しております。	3	適正な管理運営を実施しております。	3
	3 法令遵守等	協定書に基づき運営を実施しております。	4	協定書に基づいた運営が実施されております。	3
II 施設維持 管理	1 利用者対応	維持管理が徹底されているため、苦情、要望等がありません。	5	定期的な除草、清掃が実施され、管理が徹底されております。	5
	2 地域貢献	支援者 1 名が積極的に関与しております。 奉仕活動として、篠刈りを行っております。	3	地域住民の積極的な支援があります。	4
	3 環境問題への取り組み	植樹活動を実施し、自然環境の保全に取り組んでおります。	4	定期的な維持管理、自治会の奉仕活動により自然環境の保全がされております。	4
	4 防災対策及び緊急時の対応	警告板の設置や腕章着用で作業を実施しております。	3	トラブル対応の体制が整っております。	3
	5 個人情報保護及び情報公開	該当ありません。	3	問題ありません。	3
III 利用者に対する サービス向上	1 サービスの提供内容	案内板の設置とチラシを常備しております。 遊歩道の除草、トイレの清掃を実施しております。	4	特にトイレ清掃が徹底して行われております。	5
IV 管理運営に関する 収支計画	1 管理費用の執行状況	面積が広大であり、環境保全の為には、相当の費用が必要となります。	3	指定管理料の検討が必要と考えられます。	3
V 総合検証	1 総合検証	史跡公園として、町内外から来園者が訪れる公園であり、景観が楽しめる公園づくりを行っております。	合計 37/50 点	適正な維持管理がされており、自然環境の保全がなされております。	合計 38/50 点
二次検証	施設所管課	導入効果	適正な維持管理ができており、導入の効果があります。		
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考えます。		
		その他	自治会による奉仕活動に頼る部分も多く、管理料の検討が必要です。		

	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上 (50～46 点) 90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る (45～41 点) 80%を超える</li> <li>・概ね業務水準 (40～30 点) 60%以上</li> <li>・業務水準を下回る (29 点以下) 60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	概ね業務水準 ( 38 / 50 点)

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	新町公園	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町新町 284 番地	I 事業実施 型	1 観光施設
				② スポーツ・レクリ エーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	公共福祉の増進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	矢吹町第三区公園を守る会		
	所在地			
指定管理業務の内容	1. 新町公園の施設の維持管理に関する業務 2. 新町公園の使用の許可に関する業務 3. 新町公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が新町公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務			
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無			

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	利用しやすい環境であり、親子での利用が多いです。	管理が行き届いており、遊具やトイレが充実しているためと考えます。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	安全・安心に利用できる公園となっております。	維持管理により、施設が整備されております。
収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されております。	適正に管理されております。



### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	4	平等に利用できる環境となっております。	4
	2 管理運営体制	会員17名で公園を守る会を結成し活動しております。共同作業所しらうめに委託し、トイレ清掃を実施しております。	4	適正な管理運営を実施しております。また、委託事業についても適正に運営しております。	4
	3 法令遵守等	総会等を活用して、協定書及び仕様書のほか、条例等を研修しております。	4	法令を遵守し業務を行っております。	4
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者への声掛けを積極的に行い、要望があれば町担当課へ情報提供しております。	5	適正な利用者対応ができております。	5
	2 地域貢献	三区自治会会員で構成された組織であり、自治会と協力し合い、地域貢献を図っております。	4	地域で協力した管理運営を実施されております。	5
	3 環境問題への取り組み	園内に高木が多く、落葉が道路へ出て、交通に支障がないよう管理しております。	5	周辺環境を考慮した維持管理を実施されております。	5
	4 防災対策及び緊急時の対応	役員により対応しております。	4	トラブル対応の体制が整っております。	4
	5 個人情報保護及び情報公開	該当ありません。	3	問題ありません。	3
III 利用者に対するサービス向上	1 サービスの提供内容	トイレ、ベンチ、遊具の汚れに特に注意を払って、定期的な清掃を実施しております。	5	定期的な維持管理により適正に整備されております。	5
IV 管理運営に関する収支計画	1 管理費用の執行状況	予算に基づき適正に実施しております。また、内部監査も実施しております。	5	適正に管理されております。	5
V 総合検証	1 総合検証	安全・安心して利用できるように、また、綺麗な公園だとされるように努めております。	合計 43/50 点	適正な維持管理がされておりますが、会員の高齢化が進んでおり、会の存続が懸念されております。	合計 44/50 点
二次検証	施設所管課	導入効果	適正な維持管理ができており、導入の効果があります。		
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考えます。		
		その他	指定管理者の高齢化により、今後の担い手が不足しております。管理料の増額の要望について、検討が必要であります。		

	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上 (50～46 点) 90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る (45～41 点) 80%を超える</li> <li>・概ね業務水準 (40～30 点) 60%以上</li> <li>・業務水準を下回る (29 点以下) 60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	小松公園	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町小松 367 番地 1	施設類型	目的・機能
			I 事業実施 型	1 観光施設
				② スポーツ・レクリエーション施設
II 施設管理 型	3 生活利便施設			
設置目的	公共福祉の増進	4 文化施設	5 社会教育施設	6 コミュニティ施設
指定管理者	名称	矢吹町シルバー人材センター		
	所在地	矢吹町八幡町 476 番地 1		
指定管理業務の内容	1. 小松公園の施設の維持管理に関する業務 2. 小松公園の使用の許可に関する業務 3. 小松公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が小松公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務			
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無			

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	児童・生徒の憩い、遊びの場となっております。	小学校の近くであることから、老朽化した遊具等の更新により、更に利用者は増加すると考えられます。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	定期的な維持管理は実施しております。	遊具やトイレの老朽化が進んでいる状況にあります。

収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されております。	適正に管理されております。
------	---------------	-----------------------	---------------

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	5	平等に利用できる環境となっております。	4
	2 管理運営体制	シルバー会員により清掃、点検を実施しております。共同作業所しらうめに委託し、トイレ清掃を実施しております。	5	適正な管理運営を実施しております。委託事業についても適正に運営できております。	4
	3 法令遵守等	協定に基づいて運営を実施しております。	5	協定に基づいた運営が実施されております。	3
II 施設維持 管理	1 利用者対応	定期的な清掃、遊具点検を行い、利用しやすい公園づくりを実施しております。	5	定期的な清掃、遊具点検が実施されております。	5
	2 地域貢献	児童、生徒の憩いの場として貢献しております。	5	小学校の近くであり、児童の憩いの場として貢献されております。	4
	3 環境問題への取り組み	定期的な草刈り、剪定を行い、環境美化に努めております。	5	適正な維持管理により、環境美化に努められております。	4
	4 防災対策及び緊急時の対応	定期的な園内巡回を行っており、緊急的な対応はセンター職員により行っております。	5	トラブル対応の体制が整っております。	4
	5 個人情報保護及び情報公開	適正に管理しております。	5	適正に管理できております。	4
III 利用者に対するサービス向上	1 サービスの提供内容	適正な維持管理や、遊具点検により、憩いの場を提供しております。	5	定期的な維持管理、遊具点検により適正に整備されております。	4
IV 管理運営に関する収支計画	1 管理費用の執行状況	予算に基づき適正に実施しております。	5	適正に管理されております。	5
V 総合検証	1 総合検証	定期的な巡回、維持管理により環境保全、遊具の点検により安全確保に努めております。	合計 50/50 点	適正な維持管理がされておりますが、遊具やトイレの老朽化が進んでいるため、更新を検討していく必要があります。	合計 41/50 点

二次検証	施設所管課	導入効果	適正な維持管理ができており、導入の効果があります。	
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考えます。	
		その他	会員数、センター職員数から指定管理業務遂行が厳しい状況にあります。 管理料の増額の要望について、検討が必要であります。 遊具、トイレの老朽化が進んでいるため、更新の検討が必要であります。	
	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上 (50～46 点) 90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る (45～41 点) 80%を超える</li> <li>・概ね業務水準 (40～30 点) 60%以上</li> <li>・業務水準を下回る (29 点以下) 60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	業務水準を上回る ( 41 / 50 点 )

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	赤沢中央公園	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町赤沢 924 番地	I 事業実施 型	1 観光施設
				② スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	公共福祉の増進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
				7 社会福祉施設
指定管理者	名称	矢吹町シルバー人材センター		
	所在地	矢吹町八幡町 476 番地 1		
指定管理業務の内容		1. 赤沢中央公園の施設の維持管理に関する業務 2. 赤沢中央公園の使用の許可に関する業務 3. 赤沢中央公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が赤沢中央公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務		
指定期間		令和2年4月1日～令和5年3月31日		
指定管理選考委員会等の設置の有無		有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無		

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	施設管理はできているが、利用者数は少ないです。	工業団地内であり、利用者が少ないと考えられます。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	安全・安心に利用できる公園となっているが、利用者が少ないです。	定期的な維持管理が実施されております。

収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されております。	適正に管理されております。
------	---------------	-----------------------	---------------

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	5	平等に利用できる環境となっております。	4
	2 管理運営体制	指定管理料内で厳格に実施しており、草刈り等を会員により行っております。	5	適正な管理運営を実施しております。	4
	3 法令遵守等	協定に基づいて運営を実施しております。	5	協定に基づいた運営が実施されております。	3
II 施設維持 管理	1 利用者対応	定期的な草刈り、剪定を行い、利用しやすい公園づくりを実施しております。	5	定期的な草刈り等が実施されております。	5
	2 地域貢献	地域住民の憩いの場として貢献しております。	5	工業団地内の企業の方の憩いの場として貢献しております。	4
	3 環境問題への取り組み	定期的な草刈り、剪定を行い、環境美化に努めております。	5	工業団地内の公園として、環境美化に努められております。	4
	4 防災対策及び緊急時の対応	定期的な園内巡回を行っており、緊急的な対応はセンター職員により行っております。	5	トラブル対応の体制が整っております。	4
	5 個人情報保護及び情報公開	適正に管理しております。	5	適正に管理できております。	4
III 利用者に対するサービス向上	1 サービスの提供内容	適正な維持管理や、環境美化により、憩いの場を提供しております。	5	定期的な維持管理により適正に整備されております。	4
IV 管理運営に関する収支計画	1 管理費用の執行状況	予算に基づき適正に実施しております。	5	適正に管理されております。	5
V 総合検証	1 総合検証	定期的な巡回、維持管理により環境保全、安全確保に努めております。	合計 50/50 点	適正な維持管理がされております。	合計 41/50 点
二次検証	施設所管課	導入効果	適正な維持管理ができており、導入の効果があります。		
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考えます。		
		その他	会員数、センター職員数から指定管理業務遂行が厳しい状況にあります。管理料の増額の要望について、検討が必要であります。		

	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上 (50～46 点) 90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る (45～41 点) 80%を超える</li> <li>・概ね業務水準 (40～30 点) 60%以上</li> <li>・業務水準を下回る (29 点以下) 60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	



## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	三角点公園	該当する番号に○をつけて下さい		
	所在地	矢吹町牡丹平1番地	施設類型	目的・機能	
			I 事業実施 型	1 観光施設	
				② スポーツ・レクリ エーション施設	
II 施設管理 型	3 生活利便施設				
設置目的	公共福祉の増進	4 文化施設	5 社会教育施設	6 コミュニティ施設	7 社会福祉施設
指定管理者	名称	三城目行政区			
	所在地				
指定管理業務の内容	1. 三角点公園の施設の維持管理に関する業務 2. 三角点公園の使用の許可に関する業務 3. 三角点公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が三角点公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務				
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日				
指定管理選考委員会等の設置の有無	有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無				

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	利用者は極少数となっております。	公園の場所が分かりにくいためと考えられます。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	安全・安心には利用できません。	公園への入口が狭く、車両での進入が困難であります。
収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されております。	適正に管理されております。

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	自己 評価	所管課の検証	所管課 評価
I 運 営 方 針、 管理能力	1 平等利用の 確保	平等な利用の確保をして おります。	4	平等に利用できる環境とな っております。	5
	2 管理運営体制	自治会役員で維持管理を実 施しており、清掃は老人ク ラブへ委託しております。	3	適正な管理運営を実施して おります。 また、委託業務についても適 正に運営できております。	4
	3 法令遵守等	協定書に基づき運営を実施 しております。	4	協定書に基づいた運営が実 施されております。	4
II 施設維持 管理	1 利用者対応	草刈りについては、月2回、 自治会役員により実施して おります。 清掃については、月2回、 委託業務により実施して おります。	4	定期的な除草、清掃が実施さ れております。	4
	2 地域貢献	実績ありません。	3	問題ありません。	3
	3 環境問題への 取り組み	草刈り及び清掃を実施して おります。	4	環境を考慮した維持管理を 実施されております。	4
	4 防災対策及び 緊急時の対応	自治会役員から総区長へ連 絡し、対応しております。	3	連絡体制が整理されてあり ます。	3
	5 個人情報保護 及び情報公開	該当ありません。	3	問題ありません。	3
III 利用者 に対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	利用しやすいよう、草刈り や清掃を実施し整備して おります。	4	利用者が使いやすいよう、定 期的な維持管理により整備 されております。	4
IV 管理運営 に関する 収支計画	1 管理費用の 執行状況	予算に基づき適正に実施し ております。	4	適正に管理されております。	4
V 総合検証	1 総合検証	利用者が極少数であり、道 が狭いため、車両での進入 が困難であります。	合計 36/50 点	公園の所在地が分かりにく く、利用者も少ないため、公 園の利用目的を検討する必 要があります。	合計 38/50 点
二次検証	施設所管課	導入効果	適正な維持管理ができており、導入の効果があります		
		今後の 管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考 えます。		
		その他			

	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上(50～46点) 90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る(45～41点) 80%を超える</li> <li>・概ね業務水準(40～30点) 60%以上</li> <li>・業務水準を下回る(29点以下) 60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	三城目学校山公園	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町三城目 234 番地	施設類型	目的・機能
			I 事業実施 型	1 観光施設
				② スポーツ・レクリ エーション施設
II 施設管理 型	3 生活利便施設			
設置目的	公共福祉の増進	4 文化施設	5 社会教育施設	6 コミュニティ施設
指定管理者	名称	三城目行政区		
	所在地			
指定管理業務の内容	1. 三城目学校山公園の施設の維持管理に関する業務 2. 三城目学校山公園の使用の許可に関する業務 3. 三城目学校山公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 全各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が三城目学校山公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務			
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無			

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	どなたでも利用できる環境となっております。	特に年配の方が多く利用されております。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	安全・安心に利用できる公園となっております。	定期的な維持管理が実施されているためと考えられます。
収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されております。	適正に管理されております。

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	4	平等に利用できる環境となっております。	5
	2 管理運営体制	自治会役員で維持管理を実施しており、清掃は老人クラブへ委託しております。	3	適正な管理運営を実施しております。 また、委託業務についても適正に運営できております。	4
	3 法令遵守等	協定書に基づき運営を実施しております。	4	協定書に基づいた運営が実施されております。	4
II 施設維持 管理	1 利用者対応	草刈りについては、月1回、自治会役員により実施しております。 清掃については、月2回、委託業務により実施しております。	4	定期的な除草、清掃が実施されております。	4
	2 地域貢献	実績ありません。	3	問題ありません。	3
	3 環境問題への取り組み	草刈り及び清掃を実施しております。	4	環境を考慮した維持管理を実施されております。	4
	4 防災対策及び緊急時の対応	自治会役員から総区長へ連絡し、対応しております。	3	連絡体制が整理されております。	3
	5 個人情報保護及び情報公開	該当ありません。	3	問題ありません。	3
III 利用者に対するサービス向上	1 サービスの提供内容	利用しやすいよう、草刈りや清掃を実施し整備しております。	4	利用者が使いやすいよう、定期的な維持管理により整備されております。	4
IV 管理運営に関する収支計画	1 管理費用の執行状況	予算に基づき適正に実施しております。	4	適正に管理されております。	4
V 総合検証	1 総合検証	芝生をきれいに管理したことにより、家族連れが増加しました。	合計 36/50 点	適正な維持管理がされております。 トイレの配置を検討する必要があります。	合計 38/50 点
二次検証	施設所管課	導入効果	適正な維持管理ができており、導入の効果があります		
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考えます。		
		その他	トイレの配置により利用者が使用しにくい状態となっております。		

	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上（50～46点）90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る（45～41点）80%を超える</li> <li>・概ね業務水準（40～30点）60%以上</li> <li>・業務水準を下回る（29点以下）60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	概ね業務水準 ( 38 / 50 点 )

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	神田公園	該当する番号に○をつけて下さい		
	所在地	矢吹町神田南 127 番地 1	施設類型	目的・機能	
			I 事業実施 型	1 観光施設	
				② スポーツ・レクリ エーション施設	
II 施設管理 型	3 生活利便施設				
設置目的	公共福祉の増進	4 文化施設	5 社会教育施設	6 コミュニティ施設	7 社会福祉施設
指定管理者	名称	神田行政区			
	所在地				
指定管理業務の内容	1. 神田公園の施設の維持管理に関する業務 2. 神田公園の使用の許可に関する業務 3. 神田公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が神田公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務				
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日				
指定管理選考委員会等の設置の有無	有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無				

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	どなたでも利用できる環境となっております。	地区の子どもが利用されております。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	安全・安心に利用できる公園となっております。	定期的な維持管理が実施されているためと考えられます。
収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されております。	適正に管理されております。

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	3	平等に利用できる環境となっております。	4
	2 管理運営体制	定期管理を神田盆踊り保存会及び神田農事組合に委託しております。 清掃を神田老人クラブに委託しております。	3	適正な管理運営を実施しております。 また、委託業務についても適正に運営できております。	3
	3 法令遵守等	協定書に基づき運営を実施しております。	3	協定書に基づいた運営が実施されております。	3
II 施設維持 管理	1 利用者対応	定期的な維持管理を実施しております。	3	定期的な除草、清掃が実施されております。	4
	2 地域貢献	実績ありません。	3	問題ありません。	3
	3 環境問題への取り組み	草刈り及び清掃を実施しております。	3	環境を考慮した維持管理を実施されております。	4
	4 防災対策及び緊急時の対応	区長に連絡が届き、対応しております。	3	連絡体制が整理されております。	3
	5 個人情報保護及び情報公開	該当ありません。	3	問題ありません。	3
III 利用者に対するサービス向上	1 サービスの提供内容	利用しやすいよう、清掃等を実施し整備しております。	3	利用者が使いやすいよう、定期的な維持管理により整備されております。	4
IV 管理運営に関する収支計画	1 管理費用の執行状況	予算に基づき適正に実施しております。	3	適正に管理されております。	4
V 総合検証	1 総合検証	複合遊具の老朽化が進んでいるため、更新を検討する必要があります。	合計 30/50 点	遊具の更新について検討が必要であります。 令和4年度に遊具の一部の塗装を実施予定であります。	合計 35/50 点
二次検証	施設所管課	導入効果	適正な維持管理ができており、導入の効果があります		
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考えます。		
		その他			



	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上（50～46点）90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る（45～41点）80%を超える</li> <li>・概ね業務水準（40～30点）60%以上</li> <li>・業務水準を下回る（29点以下）60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	概ね業務水準 ( 35 / 50 点 )

## 指定管理者の管理運営状況調書

所管課	都市整備課
検証対象期間	令和2年4月1日～令和4年7月28日

## 1 指定概要

施設概要	名称	田内公園	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町東の内700番地ほか	I 事業実施 型	1 観光施設
				② スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	公共福祉の増進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	田内行政区		
	所在地			
指定管理業務の内容	1. 田内公園の施設の維持管理に関する業務 2. 田内公園の使用の許可に関する業務 3. 田内公園の使用に係る料金の徴収に関する業務 4. 前各号に掲げる業務のほか、町長が特に必要と認める業務及び指定管理者が田内公園の管理上必要と認める業務のうち町長のみの権限に属するものを除く業務			
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有(名称: )・ <input checked="" type="radio"/> 無			

## 2 管理運営実績

	目標(計画)	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	公共福祉の増進	利用しやすい環境であり、親子で利用されております。	自治会役員による維持管理が適正に行われているため、利用しやすい環境であると考えられます。
利用者の満足度	安全・安心に利用できる公園	安全・安心に利用できる公園となっております。	定期的な維持管理が実施されているためと考えられます。

収支状況	収支のバランスのとれた運営	収支については、適正に執行されております。	適正に管理されております。
------	---------------	-----------------------	---------------

### 3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者の自己検証	自己評価	所管課の検証	所管課評価
I 運営方針、管理能力	1 平等利用の確保	平等な利用の確保をしております。	3	平等に利用できる環境となっております。	4
	2 管理運営体制	自治会役員で維持管理を実施しております。	3	適正な管理運営を実施しております。	3
	3 法令遵守等	協定書に基づき運営を実施しております。	3	協定書に基づいた運営が実施されております。	3
II 施設維持管理	1 利用者対応	公園内や周辺の草刈り、除草剤散布により利用しやすい公園づくりをしております。	3	定期的な除草が実施されております。	4
	2 地域貢献	実績ありません。	3	問題ありません。	3
	3 環境問題への取り組み	公園内だけでなく、公園周辺の除草も実施しております。	3	環境を考慮した維持管理を実施されております。	4
	4 防災対策及び緊急時の対応	自治会役員から区長へ連絡し、対応しております。	3	トラブル対応の体制が整っております。	3
	5 個人情報保護及び情報公開	該当ありません。	3	問題ありません。	3
III 利用者に対するサービス向上	1 サービスの提供内容	遊具の塗装や除草を行っております。	3	利用者が使いやすいよう、適正な維持管理が実施されております。	5
IV 管理運営に関する収支計画	1 管理費用の執行状況	予算に基づき適正に実施しております。	3	適正に管理されております。	4
V 総合検証	1 総合検証	適正な維持管理ができており、地域内の連携も図られております。	合計 30/50 点	適正な維持管理がされており、遊具の塗装を行う等、自治会の連携が図られております。	合計 36/50 点
二次検証	施設所管課	導入効果	適正な維持管理ができており、導入の効果があります。		
		今後の管理形態	中町ポケットパーク同様、業務委託により管理すべきであると考えます。		
		その他			

	企画総務課	導入効果	適正であります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務水準以上 (50～46 点) 90%を超える</li> <li>・業務水準を上回る (45～41 点) 80%を超える</li> <li>・概ね業務水準 (40～30 点) 60%以上</li> <li>・業務水準を下回る (29 点以下) 60%未満</li> </ul>
		今後の管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営に限らず、各公園の特性に応じて業務委託等による管理運営への移行も検討する必要があると考えます。	
		その他	令和5年度選定方法：非公募	概ね業務水準 ( 36 / 50 点 )